

令和元年10月31日

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和元年度(平成31年度) における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和元年度（平成31年度）の初日から令和元年9月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段：輸入基準数量	上段：輸入数量	差分
		下段：協定対象外輸入基準数量	下段：協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0トン	0トン	0トン
		0トン	0トン	0トン
2	飲用乳	64トン	91トン	超過済
		0.1トン	91トン	超過済
3	クリーム	29トン	20トン	9トン
		7.8トン	20トン	超過済
4	粉乳類	50,712トン	19,115トン	31,597トン
		11,065トン	18,071トン	超過済
5	無糖れん乳	2,168トン	1,016トン	1,152トン
		7.7トン	1,009トン	超過済
6	加糖れん乳	116トン	138トン	超過済
		13トン	44トン	超過済
7	ヨーグルト	13トン	15トン	超過済
		0トン	15トン	超過済
8	バターミルク	188トン	16トン	172トン
		5.6トン	8.0トン	超過済
9	ホエイ及び調製ホエイ	67,925トン	19,905トン	48,020トン
		36,287トン	17,902トン	18,385トン
10	その他の乳製品	12,628トン	3,876トン	8,752トン
		6,836トン	3,876トン	2,960トン
11	バター	15,408トン	13,053トン	2,355トン
		731トン	12,826トン	超過済
12	雑豆	109,966トン	46,817トン	63,149トン
		78,537トン	28,204トン	50,333トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,887,756トン	2,530,615トン	3,357,141トン
		3,064,807トン	2,479,226トン	585,581トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,318,203 トン	560,700 トン	757,503 トン
		212,886 トン	126,510 トン	86,376 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	800,623 トン	301,344 トン	499,279 トン
		714,372 トン	301,344 トン	413,028 トン
15	コーンスターク	1,135 トン	1,715 トン	超過済
		125 トン	1,715 トン	超過済
16	ばれいしょでん粉	16,410 トン	5,107 トン	11,303 トン
		2,906 トン	4,844 トン	超過済
17	マニオカでん粉	164,864 トン	72,016 トン	92,848 トン
		161,600 トン	72,016 トン	89,584 トン
18	サゴでん粉	22,074 トン	8,080 トン	13,994 トン
		22,074 トン	8,080 トン	13,994 トン
19	その他のでん粉	1,765 トン	822 トン	943 トン
		858 トン	782 トン	76 トン
20	イヌリン	791 トン	527 トン	264 トン
		6.9 トン	29 トン	超過済
21	落花生	37,320 トン	18,975 トン	18,345 トン
		37,406 トン	18,975 トン	18,431 トン
22	こんにゃく芋	372 トン	138 トン	234 トン
		344 トン	138 トン	206 トン
23	ミルク調製品	9,563 トン	2,934 トン	6,629 トン
		1,792 トン	1,080 トン	712 トン
24	でん粉調製品	108 トン	122 トン	超過済
		101 トン	122 トン	超過済
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	6,267 トン	1,451 トン	4,816 トン
		143 トン	898 トン	超過済
27	調製食用脂	21,111 トン	4,470 トン	16,641 トン
		98 トン	753 トン	超過済
28	繭	8.5 トン	1.0 トン	7.5 トン
		8.5 トン	1.0 トン	7.5 トン
29	生糸	479 トン	126 トン	353 トン
		475 トン	126 トン	349 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。